

【訂正情報】

商品コード：110-5999

改訂 6 版 個人情報保護士認定試験公式テキスト

◎本書の記述において下記のような誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

【2018年3月13現在】

刷	頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	
↓ 本文					
1	p134	(2)漏洩等事案が発覚した場合に講ずべき措置	①事業者内部における報告または被害の拡大防止	①事業者内部における報告および被害の拡大防止	
			②事実関係の調査または原因の究明	②事実関係の調査および原因の究明	
			④再発防止策の検討または実施	④再発防止策の検討および実施	
			⑥事実関係または再発防止策等の公表	⑥事実関係および再発防止策等の公表	
1	p150	図表 2-28	2014 年度	2015 年度	
			(参考) 2013 年度	(参考) 2014 年度	
		図表 2-29	2014 年度	2015 年度	
			(参考) 2013 年度	(参考) 2014 年度	
	専用窓口の設置		警察への届出		
	商品券等の配布		専用窓口の設置		
	1	p200	②個人番号カードの交付を受けている者の義務 枠内 1 行目	・ 転出・転入した際は、市町村長への転入の届出と同時に通知カードを～	・ 転出・転入した際は、市町村長への転入の届出と同時に個人番号カードを～
			②個人番号カードの交付を受けている者の義務 枠内 5 行目	・ 通知カードを提出しなければならない	・ 個人番号カードを提出しなければならない
②個人番号カードの交付を受けている者の義務 枠内 6 行目			・ 通知カードを紛失した場合は、	・ 個人番号カードを紛失した場合は、	